

海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領

1 総則

第三、第五～第八、第十一管区海上保安本部船舶技術部長、第一、第二、第四、第九、第十管区海上保安本部警備救難部長（以下「船舶技術部長等」という。）及び装備技術部長は、海上保安庁の船舶の修繕（定検修理、中検修理、定期修理及び上架修理並びに臨時修理で造船所に回航して行う修理をいう。基地等において行う臨時修理及びその他軽微な修理（予算額が予算決算及び会計令第99条第2号に規定する金額より少額となる修理をいう。）を除く。以下同じ。）を実施しようとする事業者の技術力に関する審査（以下「技術審査」という。）を「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査基準」（以下「技術審査基準」という。）に基づき行い、合格者の名簿をそれぞれの部局の支出負担行為担当官に送付する。

2 技術審査の対象とする契約事項

海上保安庁の船舶の修繕に関する契約を対象とする。

3 技術審査の区分

「技術審査の区分」及び「申請に必要な資格」は、4（7）の場合を除き、別表に掲げるとおりとし、「技術審査の区分」ごとに技術審査を行う。

なお、別表に掲げる「申請に必要な資格」は、船舶の修繕を実施する場合の資格をいい、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」（平成13年1月16日 国官会第22号）「役務の提供等（船舶整備）」に関する等級とする。

4 技術審査の申請

装備技術部長及び船舶技術部長等は、技術審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、必要に応じて以下の通り申請事務を行うよう指導すること。

- (1) 申請者は、技術審査基準（同基準に基づき各管区において定める技術審査基準を含む。以下同じ。）に定める技術審査申請書（様式1）及び技術審査資料（様式2～5）（以下「申請書等」という。）を「技術審査の区分」ごとに作成し、船舶の所属に応じ装備技術部長又は当該管区の船舶技術部長等に提出すること。

なお、申請先が複数に及ぶ場合は、いずれか一つの申請先に提出すること。

- (2) 申請者は、技術審査基準に基づき、修繕を実施する事業者ごとに申請書等を提出しなければならない。

但し、複数の事業所を有する事業者については、事業所ごとに技術審査資料を添付して提出すること。

(3) 申請書等は、3年に1回定期的に受け付ける。

但し、定期的実施時期以外の時期に事業所の施設・設備に変更があった場合等、装備技術部長又は船舶技術部長等が必要と認める場合は、随時、申請を受け付ける。

(4) 申請者は、既に取得している合格通知書（様式7）の有効期限内に、新たに別の「技術審査の区分」を申請する場合は、重複する技術審査資料の提出を省略することができる。

なお、省略する技術審査資料がある場合は、技術審査申請書（様式1）に、明記すること。

(5) 申請書等の提出期間は、4（3）但し書きの場合を除き、原則として「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」に基づき国土交通省大臣官房会計課長が定める資格審査申請書の提出期間とする。

なお、申請者及び技術審査合格者は、同競争参加資格審査において、資格の変更があった場合は速やかに変更事項を提出しなければならない。

(6) 申請者及び技術審査合格者は、提出した技術審査資料の内容に変更があった場合には、技術審査基準に定める技術審査変更届（様式6）を速やかに申請先に提出しなければならない。

(7) 「申請に必要な資格」が別表によることのできない場合、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」第29条第2項及び第3項により技術審査を申請することができる。

なお、申請先が複数に及ぶ場合は、いずれか一つの申請先に申請することとする。

5 技術審査の実施

(1) 装備技術部長及び船舶技術部長等は、申請書等の提出を受けたときは、当該申請書等の内容を確認し、受付を行い、処理を行う。

なお、記載事項の追加変更等についても同様とする。

(2) 装備技術部長及び船舶技術部長等は、技術審査資料に記載された事項を確認するため、申請者に通知の上、実態調査を行うことができる。

6 技術審査結果の通知

(1) 技術審査の結果は、装備技術部長又は船舶技術部長等が以下のとおり申請者に文書で通知し、船舶技術部長等は、装備技術部長にその結果を報告する。

なお、申請者が申請先において合格した場合には、申請した「技術審査の区分」に限り、全ての管区においても技術審査に合格したものとみなす。

① 技術審査の結果、合格の場合は、技術審査基準に定める合格通知書（様式7）により、申請者に通知する。

なお、この場合、必要に応じて合格通知書に条件を付すことができる。

② 技術審査の結果、不合格の場合は、その理由を付して申請者に通知する。

(2) 技術審査に合格した事業者は、合格した「技術審査の区分」の上位の区

分の船舶（ただし、鋼、軽合金、F R P の同一船質に限る。）の上架修理及び臨時修理で造船所に回航して行う修理についての技術審査に合格したものとみなす。

- (3) 装備技術部長は、技術審査の結果を取りまとめ、「技術審査の区分」ごとに合格者の名簿を作成し、船舶技術部長等に通知する。
- (4) 装備技術部長は、前項の規定による通知を、船舶課長に行わせることができる。
- (5) 4 (3) の定期的に実施する技術審査の合格通知書の効力は、合格した年の4月1日から3年を経過する日までとする。

但し、同項但し書きに係る場合の技術審査の合格通知書の効力は、当該審査に合格した日から前記の合格通知書の有効期限と同様の日までとする。

- (6) 装備技術部長又は船舶技術部長等は、技術審査の合格者が技術審査基準を満たさないことが明らかになった場合には、合格を取り消すものとする。
この場合、その理由を当該事業者に文書で通知する。
合格を取り消した船舶技術部長等は装備技術部長にその旨を報告する。
- (7) 装備技術部長は、前項の報告を受けた場合は、合格者の名簿を改正し、船舶技術部長等に通知する。
- (8) 上記(1)又は(6)前段の規定に基づき通知を受けた者は、その通知した内容に不服があるときは、通知を行った装備技術部長又は船舶技術部長等に意見を述べることができる。

7 実施細則等

技術審査の実施に関する細則は、必要に応じて船舶課長が定める。

別 表 技術審査の区分

技術審査の区分	船舶の区分	申請に必要な資格
巡視船 I 類甲(鋼)A	ヘリコプター2機搭載型巡視船	A
	5500トン型巡視船	
巡視船 I 類甲(鋼)B	ヘリコプター1機搭載型巡視船	B
	3500トン型巡視船	
	3000トン型巡視船	
	2000トン型巡視船	
巡視船 I 類乙(鋼)	1000トン型巡視船(あそ型を除く)	B
巡視船 I 類(軽合金)	1000トン型巡視船(あそ型に限る)	B
巡視船 II 類(鋼)	500トン型巡視船	B
	350トン型巡視船(とから型を除く)	
	180トン型巡視船(しもじ型に限る)	
巡視船 II 類(軽合金)A	350トン型巡視船(とから型に限る)	B
	180トン型巡視船(つるぎ型を含む、しもじ型を除く)	
巡視船 II 類(軽合金)B	特130トン型巡視船	C
巡視船 II 類(消防船)(鋼)	消防船	B
巡視艇 II 類(軽合金)	35m型巡視艇(まつなみに限る)	C
	30m型巡視艇(あそぎり型を除く)	
巡視艇 III 類(鋼)	35m型巡視艇(まつなみを除く)	C
	30m型巡視艇(あそぎり型に限る)	
	23m型巡視艇	
	20m型巡視艇	
	18m型巡視艇	
特殊警備救難艇III類(鋼)	放射能調査艇	C
特殊警備救難艇III類(軽合金)	警備艇(はやてに限る)	C
測量船 I 類(鋼)	大型測量船	B
測量船 II 類(鋼)	中型測量船	C
測量船・灯台見回り船III類(鋼)	27m型測量船	C
	20m型測量船	
	23m型灯台見回り船	
	17m型灯台見回り船	
	15m型灯台見回り船	
測量船 III 類(軽合金)	10m型測量船	C
特殊警備救難艇 実習艇III類(FRP)	警備艇(らいでんに限る)	C
	監視取締艇	
	A型実習艇	
	C型実習艇	

参考：「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」4. (6) 「申請に必要な資格」が別表によることができない場合、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について」（平成13年1月6日 国官会第22号）第29条第2項及び第3項により技術審査を申請することができる。

なお、申請先が複数に及ぶ場合は、いずれか一つの申請先に申請することとする。